

平成28年第1回せたな町議会臨時会

平成28年1月22日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分の承認（せたな町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するについて）
- 6 議案第 1号 平成27年せたな町一般会計補正予算（第11号）
- 7 議案第 2号 せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 榊田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（1名）

- 3番 江上恭司君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 西村晋悟君
財政課長 佐々木正則君
税務課長 横川忍君
町民児童課長 吉崎照人君

産業振興課長	鎌田勝幸	君
産業振興課参事	松村悟	君
町民児童課長補佐	坂谷洋二	君
財政係長	吉田有哉	君
国保医療係長	中山康春	君
水産振興係長	手塚清人	君

《大成総合支所》

総合支所長	堂端重雄	君
-------	------	---

《瀬棚総合支所》

総合支所長	篠塚三喜郎	君
-------	-------	---

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田円裕	君
教育委員会事務局長	高田威	君
教育委員会事務局次長	上野朋広	君
教育委員会事務局主幹	増田和彦	君
教育委員会事務局主幹	黒澤美知子	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	横川洋二	君
事務局次長	丹羽小百合	君
事務局書記	松林功	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 3番、江上恭司議員から欠席の届けがありました。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので、平成28年第1回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、石原広務議員、6番、梶田道廣議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりです。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それではハローワーク北檜山職業相談室の業務内容の変更について報告いたします。

現在、北檜山職業相談室につきましては、平成9年3月31日に函館公共職業安定所北檜山分室が廃止されたことにより、相談室として開設されております。その運営にあたっては、相

談員、非常勤職員2名を常駐配置し、職業相談、職業紹介や求人受理業務のほか、4週間ごとと冬期間には12月から1月には正職員を派遣し、雇用保険の資格決定や失業認定等の業務を行っております。しかし、北檜山職業相談室の業務量が平成10年に比べ5分の1程度に減少していることや、函館公共職業安定所の厳しい定員事情に加えて、マイナンバー制度の開始に伴う個人情報管理の徹底など、相談室の運営について現状を維持することが極めて困難な状況になりつつあるため、函館公共職業安定所としても業務見直しに向けて検討するため関係自治体と協議をしておりました。

このような経過を踏まえ、去る12月21日付で函館公共職業安定所長から業務内容を変更する旨通知がありました。変更内容は、職業相談、職業紹介及び求人受理業務は、これまで同様に職業相談員を常駐配置して実施するが、平成28年6月末をもって雇用保険の資格決定、失業認定などの雇用保険業務は行わないこととし、八雲出張所への手続きの統一化を図ることとあります。ただし冬期間における季節労働者の短期特例受給資格に係る業務については、水産加工場などで働く季節労働者の方は高齢者などの交通弱者が多いと考えられるため、今後の受給者の推移を見守り当面は継続することとさせていただきます。

この変更により町民の皆様には大変ご不便をおかけすることになりますが、ご理解をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 承認第1号です。本件につきましては、せたな町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川税務課長。

○税務課長（横川 忍君） 説明をさせていただく前に、議案の記載に訂正がございます。議案4ページをお開きください。左側改正後の欄、中段のあたり第139条の3で始まる行の末尾から次の行に掛けまして、同条第1項中とありますのは、同項第1号中の誤りでございます。お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございません。

改めまして改正の内容について説明させていただきます。同じく新旧対照表をご覧ください。

せたな町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。平成27年3月31日付けにてせたな町税条例の一部を改正する条例、以下改正条例とさせていただきますが、専決処分をしたところでございますが、今般、地方税分野における個人番号及び法人番号の利用について改正され、これを受けて地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年12月25日公布され同日施行されました。これに伴い改正条例の改正を行ったものでございます。改正内容としては町民税の減免を定めた第51条において、減免に関する申請を受けようとする者の提出する申請書には個人番号を記載しないこととなったこと。次に特別土地保有税の減免を定めた第139条の3において減免を受けようとするものの、提出する申請書に個人番号を記載しないこととなったことの以上2点でございます。適用が平成28年1月1日からとされましたことから、専決処分とさせていただきます。

説明h以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第1号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案を申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に7,135万5,000円を追加し、総額を96億3,199万9,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、第4回議会定例会におきまして、ふるさと応援寄附金の追加補正をお願いしたところでございますが、12月中に約3,500件と予想をはるかに超える寄附があったことから、ふるさと応援寄附金に対してのふるさと納税報償費や各基金への積み立て、水産振興のための水産資源等調査業務、社会教育においては全道全国大会参加奨励補助金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案書9ページでございます。はじめに歳出について説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,052万5,000円の追加でございます。先ほどの副町長の提案理由でも説明申し上げましたが、予想をはるかに超えるふるさと応援寄附金がございましたので、8節報償費では、ふるさと納税報償費1,200万円、12節役務費では通信運搬300万円、手数料552万5,000円の追加でございまして、ふるさと応援寄附金返礼品、送料及び業務委託業者への手数料でございます。なお寄附件数を累計で5,800件と見込んでございます。6目基金管理費では4,300万円の追加で記載のとおり、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費では669万6,000円の追加でございます。13節委託料において水産資源等調査業務をお願いするもので、その内容でございますが、久遠地区ではニシン来遊に係るデータ収集。瀬棚、太櫓、貝取瀬地区におきましては、カシパン等駆除や貝類等未利用資源調査を行うものでございます。

次に10ページでございます。10款教育費、2項小学校費、3目学校施設整備費では33万円の追加で修繕料でございます。内容につきましては、久遠小学校2階男子トイレ壁タイル並びに体育館暖房パネル及び照明の修繕。北檜山小学校におきましては、石油暖房機の修繕でございます。同じく10款教育費、3項中学校費、3目学校施設整備費では52万6,000円の追加で同じく修繕料でございます。内容につきましては大成中学校並びに瀬棚中学校の体育館の照明、更には北檜山中学校給水管の漏水についてそれぞれ修繕をお願いするものであります。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費では27万8,000円の追加でございます。せたな町ジュニアFCが2月20日、帯広市において開催されます全道フットサル選手権大会2016アンダー12の部に出場することから、全道全国大会参加奨励補助金について補正をお願いするものでございます。

以上説明をいたしました歳出に係る歳入でございますが、ページ戻りまして8ページでございます。9款1項1目ともに地方交付税2,807万7,000円の追加は普通交付税でございます。

16款1項ともに寄附金、2目ふるさと応援寄附金につきましては4,300万円の追加でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、5目スポーツと文化振興基金繰入金27万8,000円の追加は、全道全国大会参加奨励補助金に充当するための繰入れでございます。

以上説明を申し上げましたが、漁業振興それから急を要する補正でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

これで説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） ただ今説明のありました6款農林水産業費の中の説明のあった水産資源調査業務669万6,000円、この内容についてもう少し詳しく説明してください。

○議長（菅原義幸君） 手塚係長。

○水産振興係長（手塚清人君） ただ今のご質問にお答えをいたします。業務の内容につきましては、先ほど説明がございましたように、主に二つの項目の調査を予定しておりまして、一つがニシンの資源調査、実際に久遠地区5カ所で刺し網を設置いたしまして、ニシンの来遊がどれぐらいあるのかということ具体的に調査をします。それともう一つはカシパンです。カシパンという有害生物、前浜資源に対して有害となる生物がいるんですが、それが大量発生しているというような現状がございますので、それを駆除する業務、またどれくらい町内で発生しているのかということの調査をいたします。また調査の際に桁引きで駆除しますので、その際に捕獲される貝類であるとか、そういった未利用資源がその場にどのくらいあるのかという部分も調査をする内容でございます。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 今、説明あったわけですがけれども、ちょっと私には初めて聞いた言葉を聞いたので、ニシンの資源調査ということで今回急を要するという事の補正わかるんですが、この時期にどうしてもしなければならぬ事態になったのかという点について、その辺についてもうちょっと内容等について、この時期にどうしてもしなければならなかったのかという理由。けしてこの補正に対して異議申し立てるわけではないですけども、中身についてこの時期にこれが必要だったのかという点の一つ。それから今、私の聞き間違いでなかったら、カシパンって何ですか。これはどういう有害物なのかということで、やはり町民に聞かれた場合に説明に困るので、どういうものがどういう悪さをするから駆除しなければならないのかということも、ちょっと教えてください。お願いします。

○議長（菅原義幸君） 手塚水産振興係長。

○水産振興係長（手塚清人君） まず、このタイミングで補正に至った経緯ですが、年末に先ほど申し上げたカシパンという有害生物がいるんですが、それが大量発生しているという話題が年末にありまして、まちとしては補助事業等を活用して駆除することが、メニューが来年度以降検討ができるので、町内にどれくらいあるのかという部分をまず把握して、来年度の補助事業に乗る準備をさせていただきたいという部分と、ニシンについては栽培公社で、採卵作業が2月から始まりますので、そのタイミングに合わせないといけないということで、このようなタイミングになっております。カシパンはウニの仲間の生物でして、砂浜に点在するような生物ですがけれども、ご覧になったことあるかどうかあれですが、浜のほうに行くと丸く平べったいウニの殻に似たような生物がいて、それが大量発生すると貝類とかと生存場所が競合してしまうので、増えすぎると貝の漁場として活用できなくなるといったような被害があります。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 平澤議員の質問に今係長答えたわけですが、ちょっと補足で、ことしの漁業の水産の状況について報告をしたいと思います。12月の定例会で水揚げの状況については行政報告をしているわけですが、その後12月末現在でのひやま漁協から報告があった水揚げ状況の報告をここでしたいと思います。まず瀬棚支所では5億30万円全体で水揚げが、イカやヒラメ、タコで減収となっているんですが、ナマコ、ウニ、サケの水揚げの増などで前年対比で約8,330万円ほど増となっております。大成支所では4億8,470万円、イカ漁をはじめソイ、ヒラメ、タコの減収が影響して2億9,680万円ほどの前年に比べて減収となっているという状況であります。貝取澗地区では、水揚げで1億3,650万でナマコ、アワビ、サケで増収となっているんですが、イカ漁不振で、これも2,430万円ほど前年に比べて減収となっている。ひやま漁業全体でも33億1,500万円の水揚げで、前年対比で大きく6億1,300万くらい水揚げが落ちているという厳しい状況となっております。こういう状況なものですから、前浜の水産振興を図ることが重要だということで、このたび今、檜山管内で取り組んでいるニシンについてデータの収集、それとカシパンという先ほど説明したウニの仲間ですけれども、それが繁殖して貝類に影響を与えているんじゃないかというようなことから、これらを駆除することによって前浜振興が図られるということで、今回この調査を行ったということでございます。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 今の説明でよくわかりました。急を要するというので、これは今きただうしてもしなければならぬ事業だという熱意は伝わってきたので、これは早急にしたい。予算の額がこれで足りるのかどうかちょっとわかりませんが、やはりそういった漁業振興に絡めて、今課長の説明あったように、やはり前年対比でだいぶ落ちているという中では実態調査、それから先ほど全員協議会中で地方創生の中でもやはりニシンの生態数の確保という点についても、やはりマッチしている中ではいいのかと思うんです。そういった意味ではこの事業協力を推進していただきたいと思います。ちょっと気になるのが、このことで、例えば今言った、私またあとで写真とか見せていただければ、それで見ても納得すると思うんですが、カシパンということでこれは実際に駆除に当たって、駆除の方法です。これは前浜にあるのであれば漁業者が自らするのか。それとも業者がするのか。その点だけ教えてください。

お願いします。

○議長（菅原義幸君） 手塚水産振興係長。

○水産振興係長（手塚清人君） ただ今の質問にお答えをいたします。駆除作業については漁業者の方が船舶で桁引き網を引きながら駆除する形でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 平澤議員の質問に関連ですが、生産資源等調査業務に関しては、常任委員会で前回協議させていただいたので、せっかくですから写真付で資料出ているので、もし

あれでしたら、お配りいただきければ皆さんご理解いただけると思いますので、それはお願いしときます。あと、この業務に関しては先ほど鎌田課長から前浜の不漁というか、その実績を報告いただきましたが、不漁対策のことも含めて今回こういう形で委託料の形で前浜に事業として降りるわけですが、参考までに、ひやま漁協の考えだとおっしゃるんだったらそれはいたし方ないんですけど、いろんなその事業をやるにあたって、準組合員にいかないっていう浜の実情があるわけです。だから検討課題として今後捉えていただいて、うまく組合員と準組合員がぶつかっても、それはもうやってほしくないことなので、うまいことそこにまちが入っていただいて、せっかく不漁対策で行う業務の一つだろうと思いますので、あの前浜の活性につながるような形でご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） どちらから。

松村参事。

○産業振興課参事（松村 悟君） 石原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。今回の調査業務につきましては、先ほど言いましたとおり漁業者の漁具を使ってやるということなものですから、現在、考えておりますのは漁協に委託してやっていただくということを考えております。先ほど質問にございました準組合員と正組合員とのその差の話でございませけれども、調査業務自体は漁協に一括発注したいと考えておりますので、その中での各漁協の手伝いの割合だとか、そういうもので決まってくるものかと考えております。それとちょっと話それるかもしれませんが、漁協自体では各準組合員と正組合員でそれぞれ漁業の経営できる内容の縛りだとか、そういうものを個々に漁業協同組合の中で決めておりますので、これからの漁業の振興を図る上で必要であれば、そういう規制も柔軟に対応できるような形でやっていた方がいいのではないかと思いますので、その部分につきましては漁協にもより日本海対策につながるような仕組みづくりに向けて検討してほしいということで、町からも申し入れをしていきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 確認ですけど今の説明の中で、漁具は漁業者が持っているものを使うということですが、駆除に関してはそうであって、ニシンの調査刺し網に関しては、この600万の中に含まれてると常任委員会聞いたんですが、そこだけ確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 松村参事。

○産業振興課参事（松村 悟君） お答えいたします。議員のご指摘のとおり刺し網につきましては、この調査費の中に含まれております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

○5番（石原広務君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第2号 せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。子どもの通院に係る医療費を支給する対象範囲の拡大及び、乳幼児等を子どもに用語を改めるため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) それでは、せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について、その内容を説明させていただきます。提案理由にもありましたが、今回改正をお願いする主な内容は、乳幼児等医療費の通院分に対する助成対象年齢を高校生まで引き上げること及び受給資格に係る所得制限を廃止すること。この2点に加え、条例の章内部及び各条文中に明記されている乳幼児等の条文について給付対象者の実情を踏まえ乳幼児等から子どもに改めるものです。

議案書13ページをご覧ください。新旧対照表でございます。右側を改正前、左側改正後として、まず第1条として、せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてですが、条例章内部及び各条文中の乳幼児等の用語をそれぞれ子どもに改めます。

次に条例第3条において、受給資格者から除かれる者として定めているもののうち、第3号の所得制限に係る条文を削除し、第5条の助成の範囲として高校生の通院についても対象とすることから14ページになりますが、第1項中ただし書き以下の部分を削除するものでございます。更に第2条として、せたな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号法の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については同条例の別表第1及び別表第2に記載されている、せたな町乳幼児等医療費の助成に

関する条例を、せたな町子ども医療費の助成に関する条例に改め、文中の乳幼児等の用語をそれぞれ子どもに改めるものでございます。附則として1では、施行期日を定め、この条例は平成28年4月1日から施行するものとし、2として経過措置の条文を定めるものでございます。

以上で説明を終らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） ちょっと確認させてください。乳幼児を子どもに変える点については一切異論ないですけど、ただ表の出し方について、ここに書いてあるように改正後の中で1番上に第1条の中に下線を引いてない、せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正をして、括弧書きした中で下にまた訂正しているんです。だから改正後と改正前の中でいけば、この上の条文はいらんんじゃないかと思うんですけど、この1行を付け加えた根拠何かあるんでしょうか。私はこの部分について、この部分からこれは改正しないという。例えばこれは一部ですから、本文はそのまま改正しないということで、なるのかという解釈もできないわけでもないですけども、今の流れからいくと乳幼児をすべて子どもに変えるということであれば、この1番上に書いてある文言についても子どもということに訂正したほうがよろしいんじゃないかと思うんですけども、この辺についてはどうなりますか。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課。

○町民児童課長（吉崎照人君） 今回ご提案申し上げているのは、せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。その条例の章内部に記載されております乳幼児等の文言について子どもに改める内容の改正でございますので、あえてこの条例について、記載をさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） すいませんそんなにしつこく言うつもりはないんですが、やはり私たちに提案される場合には、改正前と改正後ということで表が出されていて、そして改正前はすべて乳幼児等というのを、改正後は子どもと切り替えるのであれば、改正後の欄の一番上に乳幼児という覧がまだ残っているのは、これは違うんじゃないですか。ここも子どもという第1条のところに乳幼児の医療費の助成に関する事項というふうにアンダーライン引っ張って、載せてくるのが普通の出し方はないですか。これとも違った意味で何かあるのであればそれで結構ですけども、私は今回出された提案からいけば、やはりその1番上の1番最初の段階でちょっとなんだろうなと思うのあったんですけども。字句のことだけの質問でございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 13ページの章ですが、これは、あくまでも新旧対照表のひな形ということで、ご理解いただければよろしいかと思っております。

○議長（菅原義幸君） いいですか。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） 3回もやって申しわけないと思ってます。自分の言っていることが、なかなか通っていないのかと思ったんですけども、私はこういう点について、物事の提案の仕方については、やはり改正する改正しないといえ、古い形を変えた中で出すのが普通の筋でないかと思うんですけども、これはどうですか、理事者が提案しているんですから、課長の提案ですけれども、理事者どういうふうに考えてますか。これはこれでいいんですか。もう一回最後の確認です。

○議長（菅原義幸君） 坂谷町民児童課長補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） ただ今の議員の質問ですけれども、本条例改正案は、せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例ということで、この条例改正案で二つの条例を一度に改正する内容となっております。それで新旧対照表の第1条においては、せたな町乳幼児等医療費の助成に関する条例を改正するもので、第2条におきましては個人番号にかかわる条例を改正することになってございますので、表現としましてはこれで間違いはないものと考えてございます。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。質問回数も3回で尽きてますけども。いいですか。ほかにございませつか。ございませつか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、平成28年第1回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後4時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年2月22日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 石 原 広 務

署名議員 梶 田 道 廣